

神川町平和に関する都市宣言検討委員会（第2回） 議事録

【日時】 令和7年11月14日（金） 午前10時～午前11時

【場所】 神川町役場3階会議室

【構成委員】 区長会3名、遺族会2名、民生委員・児童委員協議会3名、人権擁護委員1名、教育長、副町長

計11名

【出席委員】 11名

【欠席委員】 0名

【事務局】 総務課職員3名

【検討委員会次第】

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 神川町平和のまち宣言（案）について・・・資料②

～修正案の確認・質疑応答～

(2) その他（今後のスケジュール等）・・・資料②

4. その他

・ 第1回会議の議事録の確認等

5. 閉会

【内容】

1. 開会【事務局】

開会及び資料確認

2. あいさつ【委員長】

委員長あいさつ

3. 議事【事務局】

続きまして、次第の5「議事」でございます。

設置要綱第6条の規定により、委員長を議長といたします。

【委員長】

それでは、議事について事務局より説明をお願いします。

(1) 神川町平和のまち宣言（案）について【事務局】

修正案について

- ・前回の検討委員会にて意見をいただいた「非核三原則」の具体的な文言を追記。

- ・核兵器による惨禍は日本が引き起こしたのではないことと、日本及び日本以外の国で繰り返されないということを伝える表現にするため、「繰り返さない」を「繰り返されない」に変更。
- ・非核三原則と核兵器の廃絶についてともに訴えていかなければならないことから、「非核三原則を遵守し、」を「非核三原則の遵守と、」に変更。
- ・後段の「実り豊かな大地が広がる自然豊かな」を「豊かな自然と歴史ある」に修正。
- ・「自然豊かな」の削除を検討したが、第2次総合計画のサブタイトルに「～歴史・自然を後世に～」とあることから、それを引用した表現に修正した。
- ・後段の「神川町合併20年及び戦後80年の節目の年度にあたり」という文言について、法令上の年度は一定の期日から一定の期日までの期間を言うため、年度だけでは曖昧であること、年では宣言予定の令和8年が戦後80年ではなくなること、また、合併20年だけが残ると、合併と宣言が結びつかないことから、併せて削除することとした。

質問・意見

【委員】

平和な世界が実現されれば日本が惨禍に巻き込まれることはないのだから、後段の「平和な世界の実現」よりも平和な世界が継続していくという言葉のほうがよいのではないか？

【委員】

平和な世界の実現を「願い」よりも「誓い」あるいは「目指し」の方が文章としては強いのではないか？

【委員】

「願い」だと他力本願すぎる気がする。

【委員】

「誓い」だと自分自らが取り組む姿勢を示せる表現となるのではないか？

【事務局】

「戦争も核兵器もない」の前に「世界から」を入れ、「願い」を「誓い」に変えれば町民すべてが誓っていくという内容になると思いま

すかどうか。

【委員長】

戦争をしないことと核兵器を持たないことというのは国の問題であり、もし「誓い」にすると何か町から国に対してさせるというようなものになってしまう。例えば、「強く願い」の方がいいのではないか。

【委員】

今回の宣言は町の宣言として出すということを意識してほしい。

【委員】

今後何かしようとする目的があって宣言を出そうとしているのか。

【事務局】

町としての考えを内外に示していくことが目的であり、何をしていくかというのは今後の課題。

～休憩を挟み、①「願い」②「誓い」③「に向け」④「を目指し」の
4案で再度検討をした～

【委員】

「願い」の方が無難かなと思う。

【委員】

世界のことまですべてを町が誓うことはできない。

【委員】

非核三原則は日本国内のこと、後段の「世界から戦争も核兵器もな
い平和な世界を」の部分は世界に向けてのこと。その点で「誓い」よ
りも「願い」の方が表現としてふさわしいのではないか。

①案「願い」でパブリックコメントにかけることが決定

(2) その他（今後のスケジュール等）**【事務局】**

決定した素案で12月8日～1月7日のおよそ1か月間パブリッ
クコメントを実施、第3回の開催はパブリックコメントの結果を集

計し、令和8年1月か場合によっては2月に開催。また、意見がまとまれば2月に議案提出、3月の議会定例会に議案の上程をする。

【委員長】

議事終了報告

4. その他【事務局】

第1回検討委員会の議事録の確認

5. 閉会【副委員長】

閉会